

## 第5回 自動走行の制度的課題等に関する調査検討委員会 議事概要

### 1. 開催日時等

- ・開催日時：平成28年3月2日（水）15：00～16：45
- ・開催場所：日本能率協会ビル会議室
- ・出席委員等  
中央大学法科大学院法務研究科教授 藤原静雄（委員長）  
筑波大学副学長・理事 稲垣敏之  
法政大学大学院法務研究科教授 今井猛嘉  
自動車ジャーナリスト 岩貞るみこ  
東京大学生産技術研究所次世代モビリティ研究センター長・教授 須田義大  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当）  
警察庁交通局交通企画課理事官  
警察庁交通局交通企画課課長補佐  
警察庁交通局交通企画課課長補佐
- ・オブザーバー  
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官  
内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）担当）付企画官  
経済産業省製造産業局自動車課電池・次世代技術・ITS推進室長  
国土交通省道路交通管理課道路局高度道路交通システム（ITS）推進室長

### 2. 議事進行

#### 2.1. 開会

※事務局より開会を宣言。

#### 2.2. 討議

各委員からの主な意見等については、次のとおり。

- ・ガイドライン案に関し、テストドライバーが周囲の道路交通状況等を「監視」という表現について、より一般的な表現として、「モニター」という表現を追記した方がよい。
- ・ガイドライン案において、実験車両の車体表示については、実験の目的や内容等に応じて、周囲の道路利用者の行動が変化しない状況で走行したい場合もあると考え、講ずることが適当と考えられる措置の例として表現することによって、必ず車体表示が必要というわけではないことを明確にしている。
- ・自動走行車の運転者には、教習所で、運転技能だけでなく、自動走行システムに関する知識や機械の挙動を理解するための教育が必要というのが、システム開発者の共通認識である。
- ・「自動走行車の運転免許は簡単に取得できるもの」とミスリードする意見があるが、座学

をきちんと学ばなければいけないという意見もある。他方、高齢者等への移動支援として自動走行システムの活用を考える場合には、一般の運転者のように座学もきちんと学ぶのは難しいという意見もあり、高齢者向けと一般の運転者向けでは異なる自動走行システムが必要ではないかという意見もある。

- 他の道路利用者に課すべき義務については、自動走行車優先レーンを設置すべきという意見がある。また、隊列走行の車両間に割り込んではいけないという義務を課すべきかどうかという議論も必要である。
- そもそも自動走行システムがどのようなものであるかという一般への周知が欠けている。
- 「リスクコミュニケーションの不足は、回避する努力をしなければならない」との意見がある。現在、テレビ等では、レベル4がすぐにでも実現するかのような印象を与えているが、ミスリードしているのではないか。本来、自動走行とはどのようなものなのか、何を目指しているのかについて、国民とのコミュニケーションが不足しているのではないかという意見がある。
- 自動走行は新しい取組なので、政府全体で国民への周知・広報に取り組んでいただきたい。
- 技術ができたときに制度がまだできていないというのは困るので、法制度面の検討は先に進めていただきたい。技術開発を確認しながらではなく、技術開発の方向性を予測した時点で検討していただけるようお願いしたい。
- 法的な枠組みに関しては、民法については、最終的に保険の話になる。行政法については、行政法上の義務を誰にどのように課すかを決めればよい。刑事上の責任が最も難しい問題であるが、緊急避難の在り方については慎重に検討しなければならない。
- 自動車メーカーが自動走行システムの開発を進めているが、IT関連企業がこの分野に興味を持って取り組み始めている。IT関連企業の行動スピードは極めて速いので、道交法だけが取り残される事態が生じないよう、情報収集に努めていただきたい。
- 法制度面の検討はスピード感をもってやらなければならない。課題山積であることが明らかになったが、今回の調査研究の結果を踏まえて、関係省庁で更なる検討が重ねられ、自動走行の早期実現に向けて、正しく政府だけでなくオールジャパンの取組が一層推進されればよい。

### 2.3. 閉会

(以上)